

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

1 趣旨

愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）を全面的に見直し、次期医療計画を令和6年3月を目途に公示する。

2 計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで（6年間）

3 見直し方針（令和4年11月28日開催の医療審議会です承）

今年度末に提示される予定の国の医療計画作成指針等踏まえ、見直し作業を進める。

- (1) 次期医療計画は、引き続き計画本文及び別表（医療計画に記載されている医療機関名）で作成する。
- (2) 現在作成している**2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画**（以下「医療圏計画」という。）は、**計画本文に統合し、一項目とする。**

<統合による主な見直しポイント>

- ・医療圏計画の内容に**図表を取り込むなど、記載内容を精査し、県民にわかりやすい計画**を作成する。
- ・なお、統合した場合においても、**具備される内容に変更はない。**
⇒医療圏計画について、記載内容の簡略化を図るなど、わかりやすい計画とする。

- (3) 医療計画の記載事項に**新興感染症発生・まん延時における医療を追加し、6事業とする。**

<都道府県における医療計画策定にあたっての基本的考え方・対応の方向性（案）>

（厚生労働省 令和4年12月9日 医療計画の見直し等に関する検討会 抜粋）

① 医療計画策定にあたっての基本的な考え方

- 都道府県において、平時から予防計画・医療計画により、感染症発生・まん延時の、地域における医療機関の役割分担を明らかにしながら、感染症医療提供体制の確保と通常医療提供体制の維持を図る。
- ・医療計画においては、感染症医療提供体制の確保と、通常医療提供体制の維持について記載する。
（予防計画においては、感染症医療提供体制のほか、検査・保健体制の確保等について記載する。）
- ・医療計画策定の参考のため、指針において、都道府県や医療機関の平時及び感染症発生・まん延時における基本的取組を記載する。
- ・感染症発生・まん延時における5疾病等の通常医療提供体制の維持については別途、議論・とりまとめが行われているが、共通となる考え方等は新興感染症発生・まん延時における医療の項目に適宜記載する。

② 想定する感染症について

- 対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。
- 計画の策定にあたっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くこととし、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組む。その際、新型コロナ対応において、感染状況のフェーズを設定し対応していることを踏まえ、フェーズに応じた取組とする。

なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。

- (4) 構想区域や老人福祉圏域等を考慮しながら、2次医療圏の設定について検討を行う。
- (5) 基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。
- (6) 現行の県医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。
- (7) 次期医療計画と同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- (8) 外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について、計画の見直しを行う。

4 調査

- (1) 患者一日実態調査
基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査する。
- (2) その他
県内医療機関の医療機能について基礎的な情報を得るため、愛知県医療機能情報システム（あいち医療情報ネット）及び病床機能報告結果を活用する。

5 見直し体制

区 分	組 織
計 画	愛知県医療審議会（医療計画見直しの諮問・答申）
県 全 体	愛知県医療審議会医療体制部会（県計画見直しの審議・検討）
圏 域	圏域保健医療福祉推進会議（各圏域内容見直しの審議・検討） 同医療計画策定委員会（各圏域内容案の作成）

6 スケジュール（予定）

年 月	県 全 体	圏 域	調 査
令和4(2022)年 11月	医療審議会 (諮問等)		
12月			
令和5(2023)年 1月			
2月	医療体制部会（計画の基本方針・構成等の検討）	・圏域保健医療福祉推進会議（医療計画策定委員会の設置） ・医療計画策定委員会（圏域項目の構成等の検討）	
3月	医療審議会（計画の基本方針・構成等の決定）		
令和5(2023)年 4月			医療情報システム ↓ 集計
5月			
6月		・医療計画策定委員会 ・圏域保健医療福祉推進会議【適宜開催】	
7月	医療体制部会 (素案検討)	(圏域項目の内容等の検討) 圏域項目(原案)の提出 8月末日	患者一日実態調査 集計
8月			
9月			
10月	医療体制部会 (試案検討) ↓		
11月	医療審議会 (<u>原案の決定</u>)		
12月			
令和6(2024)年 1月	市町村、関係団体へ 意見照会・ パブリックコメント	・医療計画策定委員会 ・圏域保健医療福祉推進会議（圏域項目(原案)の修正）	
2月	医療体制部会 (修正原案→案) ↓		
3月	医療審議会（答申）		

現行の愛知県地域保健医療計画の概要について

1 根拠

医療法（昭和 23 年 7 月 30 日）

第 5 章 医療提供体制の確保 第一節 基本方針（第 30 条の 3）

第二節 医療計画（第 30 条の 4～12）

2 計画期間

平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度までの 6 年間

3 体系図

